

鳥取県人権意識調査結果報告書
(平成 23 年 2 月調査)

平成 24 年 3 月

鳥 取 県

はじめに

皆さんは、人権について、どのようなイメージをお持ちでしょうか。

「とても大切なことです」と思う方、「人権の話題は難しそうなので、ちょっと苦手かな」とか、「自分は人を差別したりしないから、関係ないです」と思う方など、いろいろな感じ方があるでしょう。しかし、この社会で人が暮らす以上、私たちは人権と無関係な生活をすることはできません。人と人がいがみ合いながら生活するのか、回りの人たちを尊重しながら暮らしていくのかによって、地域、家庭、職場その他社会の様相は随分と変わってくるのだと思います。

さて、鳥取県では、平成 8 年 7 月に制定した鳥取県人権尊重の社会づくり条例によってお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる、差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、平成 9 年 4 月に鳥取県人権施策基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定（平成 16 年度に第 1 次改訂、平成 22 年度に第 2 次改訂）し、県政の主要な課題として「人権先進県づくり」に取り組んできました。以来、人権教育・啓発の推進、相談・支援体制の整備や調査・研究の強化など人権尊重の視点に立った様々な取組を進めてきたところです。

このたび、平成 16 年度に続いて、県内に暮らす方々の人権に対する意識を明らかにし、今後の人権施策を効果的に推進するため、鳥取県人権意識調査を実施しました。本報告書は、その調査の結果について、客観的なデータを提供することを主眼とし作成しております。

この間、本県では、平成 17 年にいわゆる人権救済条例が成立したものの、いろいろな問題点が指摘され、施行されないまま廃止されることとなりました。その代替措置として、平成 21 年度から、人権尊重の社会づくり相談ネットワークによる対応が図られるというようなこともあり、大きな動きがあった時期でありました。また、基本方針の第 2 次改訂でも取り上げたインターネット上の人権侵害などの新たな課題も登場しています。このような中、県民の皆さんの人権に対する意識にも変化があるものと思います。

本報告書によって、県民の皆さんの人権に対する意識の現状や変化を多くの方々にご覧いただき、人権尊重の社会づくり推進の取組に生かしていただきたいと思います。そして、すべての人々の人権が尊重され、安心して暮らすことができる社会が実現されることの一助になることを期待しています。

なお、作成にあたりましては、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の委員の皆様から貴重な御助言をいただきました。また、調査に御協力いただきました県民の皆様方に、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

平成 24 年 2 月

鳥取県総務部人権局長 橋本 修

目 次

	ページ
【調査の概要】	
1 調査の目的	1
2 調査の概要	1
3 資料のみかた	1
4 回収状況と信頼区間	2
【回答者の属性】	
1 性別	3
2 年齢	3
3 職業等	4
4 居住地域	5
【結果の概要】	
結果の概要	6
【調査結果】	
問 1 「人権」を身近に考えるかどうか	1 0
問 2- 人権侵害 - 被害経験の有無	1 2
問 2- 人権侵害 - 被害経験の種類	1 5
問 2- 人権侵害 - 被害の相談先	1 9
問 3- 公的機関への相談希望の有無	2 2
問 3- 公的機関に求める支援内容	2 4
問 4 県内の人々の意識に存在していると思う差別	2 7
問 5 県内の社会のしくみに存在していると思う差別	3 1
問 6 人権意識向上のために必要な取り組み	3 5
問 7 人権尊重の社会づくりのために必要な行政施策	3 9
問 8- 啓発物を読んだり見たりした経験	4 3
問 8- 啓発物に対する感想	4 7
問 8- 啓発物を読んだり見たりしない理由	5 2
問 9- 研修会等への参加回数	5 4
問 9- 研修会への参加理由	5 7
問 9- 研修会へ参加した感想	5 9
問 9- 研修会へ参加しなかった理由	6 3
問 10 人権問題への理解を深めるために必要な啓発手法	6 5
問 11 人権尊重の心を育むために必要な学校教育	7 1
問 12 部落差別の現状についてどう思うか	7 5

問 13-	過去 5 年以内の部落差別についての見聞き	7 9
問 13-	部落差別についての見聞き - その時の対応	8 1
問 14	結婚問題に対するあなたの対応	8 3
問 15	同和地区にある物件に対する忌避意識	8 6
問 16	障がい者の人権は守られているか	8 9
問 17	身体障がい者の人権を尊重するための行政施策	9 3
問 18	知的障がい者の人権を尊重するための行政施策	9 7
問 19	精神障がい者の人権を尊重するための行政施策	1 0 1
問 20	子どもの人権を守るために必要な取り組み	1 0 5
問 21	児童虐待をなくすために必要な取り組み	1 0 9
問 22	高齢者にとって生活の支障となっているもの	1 1 3
問 23	認知症の人に対する印象・感想	1 1 7
問 24	外国人にとって生活の支障となっているもの	1 1 9
問 25	外国人が受けている制約をどう思うか	1 2 3
問 26	H I V感染者、ハンセン病患者等の人権を守るために必要な取り組み	1 2 5
問 27	インフォームドコンセント 医療機関の対応	1 2 9
問 28	刑を終えて出所した人への接し方	1 3 1
問 29	犯罪被害者の人権を守るために必要な取り組み	1 3 3
問 30	性的マイノリティの理解度	1 3 7
問 31	個人のプライバシーが守られていないと感じるもの	1 4 1
問 32-	子どもが結婚するとき - 身元調査の必要性	1 4 5
問 32-	子どもが結婚するとき - 身元調査の肯定理由	1 4 8
問 33	インターネット上の人権侵害で必要な取り組み	1 5 1
問 34	ユニバーサルデザインの理解度	1 5 5

【資料】

調査票	1 5 7
集計結果	1 7 6

【参考資料】

近年の各市町村の人権に関する意識調査実施状況	2 2 9
------------------------	-------

調査の概要

1 調査の目的

鳥取県人権意識調査(以下「調査」という。)は、人権に対する県民意識の変化、新たに認識の高まった人権問題についての県民意識及び求めている施策の方向性等を把握し、人権施策基本方針の改訂や人権問題についての教育・啓発活動など今後の人権施策推進の基礎資料とすることを目的として実施した。なお、この調査は、今回が3回目の実施である。(第1回 平成9年度、第2回 平成16年度)。

2 調査の概要

- (1) 調査対象 平成23年2月1日現在で20歳以上の県内に暮らす者
- (2) 抽出方法 住民基本台帳から3,000名を抽出
外国人登録原票から17名を抽出
の抽出数に、県総人口における県内外国人登録数の割合を掛けた人数分(24名)の外国人登録原票の開示を4市5町へ請求。そのうち、請求に応じた市町村で抽出できた人数。
- (3) 調査客体数 (2)により抽出した者に送付した調査票に関し、宛先又は移転先不明等により返送された調査票を除いた2,974名
- (4) 調査時期 平成23年2月
- (5) 調査方法 (2)により抽出した者に対し、郵送により調査票を送付して実施した。なお、調査票の提出は無記名とした。
- (6) 有効回答数 1,535名
- (7) 回収率 51.6%(1,535/2,974)

3 資料のみかた

(1) 比率(%:パーセント)の表示について

原則として、各設問の無回答を含む集計対象総数(副設問では設問該当対象数)に対する百分率(%)を表している。1人の対象に2つ以上の回答を求める設問では、百分率の合計は100%を超える。

また、百分率は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示した。

(2) 「無回答」の取り扱いについて

以下の場合については「無回答」として取り扱うこととした。

- ・回答が選択されていない場合
- ・回答数の制限を超える回答が選択されている場合

例:「は1つだけ」という条件のある設問で2つ以上の回答を選択した場合など

(3) 選択された回答に矛盾がある場合の取り扱いについて

排他カテゴリ 以外の選択肢を採用することとした。

排他カテゴリ...2つ以上選択できる設問の「必要ない」、「わからない」などの選択肢。

(4) 調査項目の「合計」の不一致について

クロス集計 の「合計」と単純集計の「合計」は一致しない。これは、クロス集計には、性別、年齢などが記載されていないものは含めていないためである。

クロス集計...性別、年齢や他の質問項目を掛け合わせてデータの分析や集計を行うことにより、相互の関係を明らかにするための集計方法

4 回収状況と信頼区間

(1) 必要標本数について

今回の調査においては、20歳以上の県人口 479,329 人から無作為に 3,000 人を抽出し、転移先不明等により返送された調査票を除いた 2,974 人に調査の依頼を行った。そのうち有効回答数は 1,535 人であり、回収率は 51.6%であった。

まず、標本数の設定については、次の式によって与えられる。

$$A = \frac{N}{\left[\frac{\varepsilon}{X(\alpha)} \right] \cdot \frac{N-1}{\sigma^2} + 1}$$

A	=	必要標本数
	=	推定を誤る確率
X()	=	正規分布の性質から与えられる値 (1.96)
N	=	母集団の大きさ (満 20 歳以上の県民)
σ^2	=	母分散
ε	=	精度

本調査では、信頼度を 95%とし計算を行った。この場合、X()は 1.96 であり、母集団の大きさは 479,329 人。精度を仮に 3%、母比率を 50%とし、それぞれ代入して計算すると、以下のとおりとなる。

$$A = \frac{479,329}{\left[\frac{3}{1.96} \right] \cdot \frac{479,328}{50 \times 50} + 1} = 1,064.7429$$

よって、今回の調査において必要な最小標本数は 1,065 人であり、有効回答 1,535 人はこの条件を満たしているといえる。

(2) 標本誤差について

有効回答票の標本誤差を次の式によって計算した。

$$B = \pm 1.96 \cdot \sqrt{\left[\frac{N-n}{N-1} \right] \cdot \frac{Q(100-Q)}{n}}$$

B	=	標本誤差
N	=	母集団の大きさ (満 20 歳以上の県民)
n	=	回答者総数 (1,535 人)
Q	=	回収率 (51.6%)

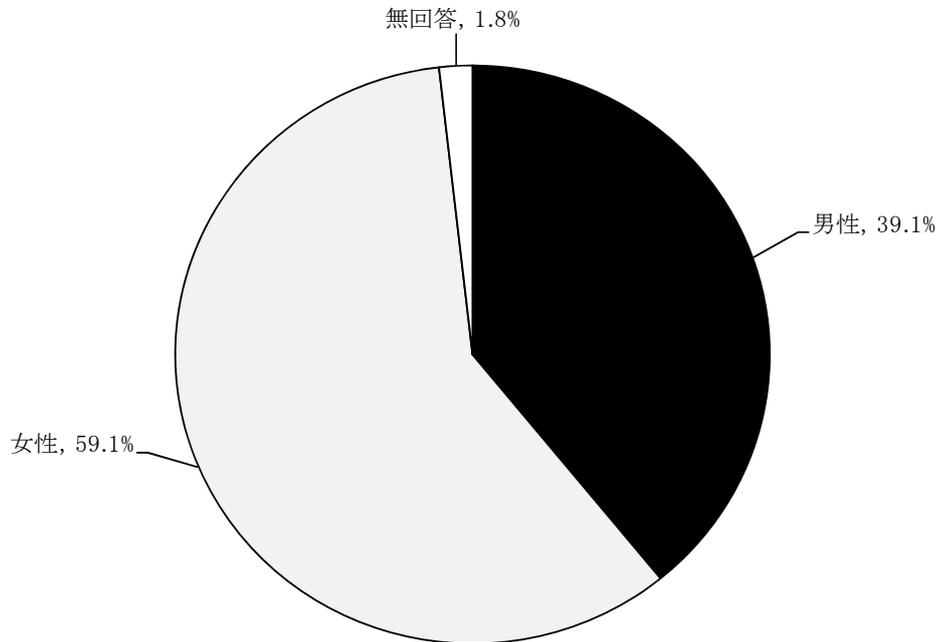
$$B = \pm 1.96 \cdot \sqrt{\left[\frac{477,794}{479,328} \right] \cdot \frac{51.6(100-51.6)}{1,535}} = \pm 2.49$$

すなわち、標本誤差は ±2.5% しかないといえる。

回答者の属性

1 性別

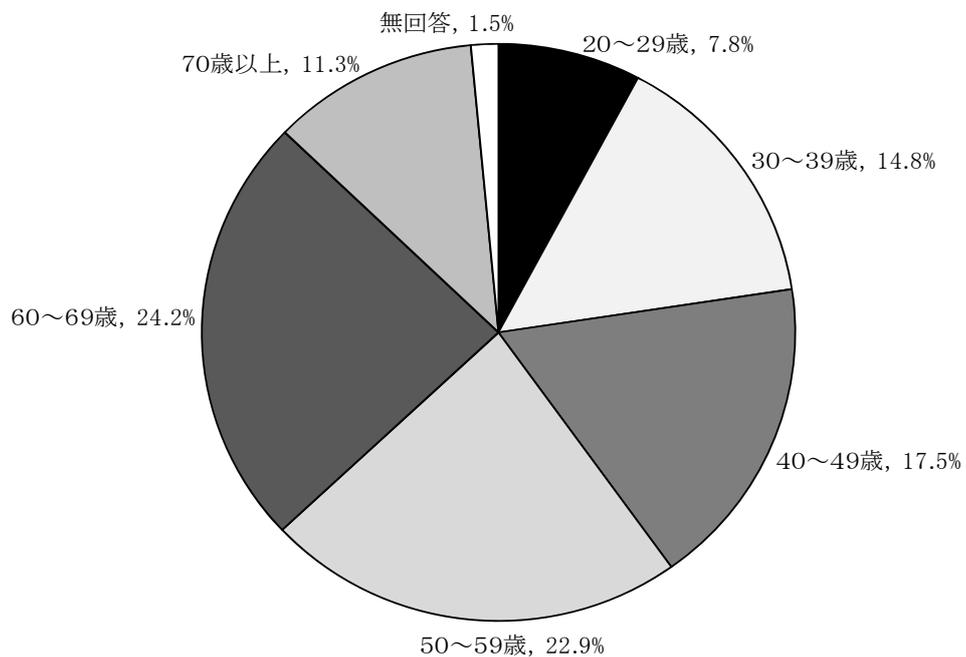
回答者を性別で見ると、男性が39.1%、女性が59.1%となっている。

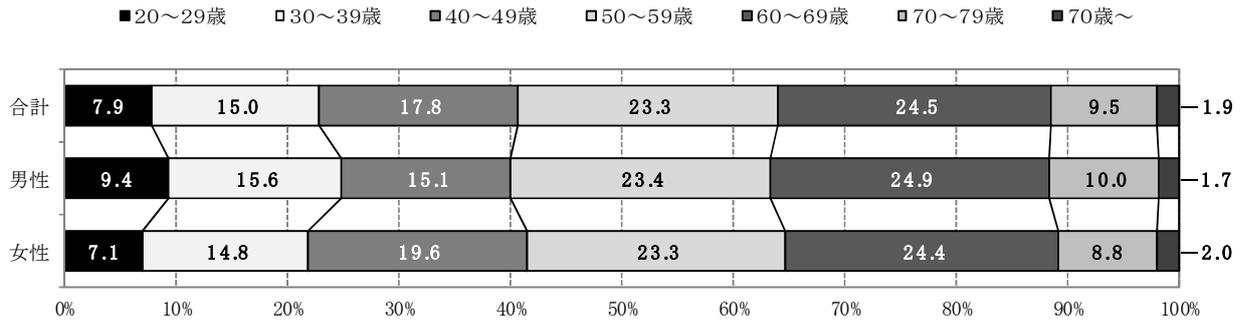


全体	男性	女性	無回答
1,535	600	907	28
100%	39.1%	59.1%	1.8%

2 年齢

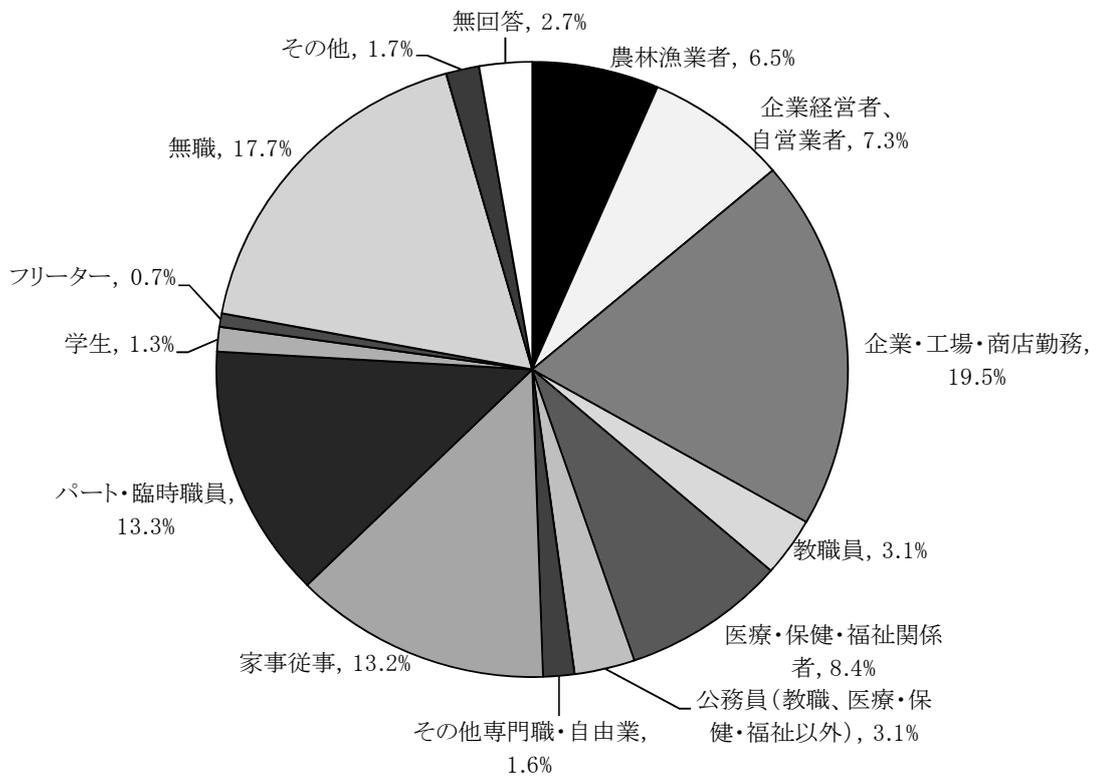
回答者を年齢別で見ると、20歳代が7.8%、30歳代が14.8%、40歳代が17.5%、50歳代が22.9%、60歳代が24.2%、70歳以上の年代は11.3%となっている。





3 職業等

回答者の職業等について以下のとおり分類したところ、その占める割合は円グラフのとおりである。



4 居住地域

回答者の居住地域の構成比、回収率は、以下のとおりである。

市 町 村	調査客体数(A)	有効標本数(B)	構成比(B/C)	回収率(B/A)
1 鳥取市	998	472	30.7%	47.3%
2 米子市	741	364	23.7%	49.1%
3 倉吉市	257	150	9.8%	58.4%
4 境港市	175	91	5.9%	52.0%
5 岩美町	63	23	1.5%	36.5%
6 若桜町	20	9	0.6%	45.0%
7 智頭町	41	26	1.7%	63.4%
8 八頭町	92	58	3.8%	63.0%
9 三朝町	36	24	1.6%	66.7%
10 湯梨浜町	86	54	3.5%	62.8%
11 琴浦町	94	50	3.3%	53.2%
12 北栄町	78	43	2.8%	55.1%
13 南部町	59	32	2.1%	54.2%
14 伯耆町	61	30	2.0%	49.2%
15 日吉津村	15	6	0.4%	40.0%
16 大山町	92	40	2.6%	43.5%
17 日南町	29	14	0.9%	48.3%
18 日野町	20	11	0.7%	55.0%
19 江府町	17	8	0.5%	47.1%
無回答	—	30	2.0%	—
全 体	2,974	(C) 1,535	100.0%	51.6%

結果の概要

1 「人権」を身近に考えるかどうかについて

「たびたびある」、「たまにある」と答えた人は合わせて67.4%と6割を超える人が人権を身近に考えている。「ほとんどない」、「まったくない」と答えた人は28.0%。

2 差別や人権侵害を受けた経験やその対応について

(1) 日常生活の中で差別や人権侵害を受けたことがあるかどうかについて、「たびたびある」、「たまにある」と答えた人は17.2%。「ほとんどない」、「まったくない」と答えた人は72.5%と人権侵害を受けたことのない人が7割以上。

(2) 差別や人権侵害の被害の種類は、「差別待遇」が最も多く40.7%、続いて「名誉・信用毀損・侮辱」が37.3%と続いている。

(3) 差別や人権侵害を受けたときの相談先は、「友人、同僚、上司」が41.1%と最多。次いで「両親・兄弟・子ども・親戚」の24.3%。

3 人権侵害を受けたときに公的機関に求める支援の内容について

(1) 「公的機関へ相談し支援を受けて解決したい」は9.0%、「できるだけ自分や家族・友人で解決したいが、公的機関への相談や支援も受けたい」は49.3%と公的機関へ相談したいと回答した人が合わせて58.3%。

(2) 求める支援の内容は、「法的な知識や経験に基づいたアドバイス」(49.9%)、次いで「公平、公正な仲裁」(28.7%)。

4 県内に存在していると思う差別や偏見について

(1) 「人々の意識」に存在するものは、「同和地区の人々に関すること」(56.2%)が最も多く、次いで「障がい者に関すること」(46.3%)。

(2) 「社会のしくみ」に存在するものは、「同和地区の人々に関すること」が39.5%、次いで「障がい者に関すること」が31.6%。

5 人権意識向上・人権尊重の社会づくりに必要な取り組み、行政施策

(1) 取り組みについては、「学校教育の中で、人権を尊重する心を育てるよう努める」が49.6%、次いで「家庭教育の中で、人権を尊重する心を育てるよう努める」が46.6%、「差別や偏見につながる社会の慣習やしくみを改善する」が42.5%。

(2) 行政施策については、「学校において人権に関する教育を充実させる」が45.1%、「人権に関する意識を大人がしっかりと持つよう啓発、研修を充実させる」が39.0%、「社会に見られる不合理な格差を解消するための施策を充実させる」が36.4%。

6 啓発物を読んだり見たりした経験について

人権問題に関する啓発物について、「積極的に読んだり見たりしている」と答えた人は6.5%。「ときどき読んだり見たりしている」と答えた人は52.1%。また、「ほとんど読んだり見たりしたことがない」と答えた人は32.3%。

7 人権問題に関する講演会や研修会への参加回数

(1) 過去3年間に人権問題に関する研修会等へ「参加したことがある」は49.2%。

- (2)「研修会への参加理由」について、「自らの意思で積極的に参加した」と回答した人が34.1%、「職場や地域の参加割当などで仕方なく参加してきた」が55.3%。

8 人権問題への理解を深めるために必要な啓発手法について

「テレビ・ラジオなどのマスメディア」(42.3%)が最多。次いで「講演会の開催」(29.8%)、「広報誌・パンフレット・ポスターの作成」(23.8%)。

9 人権尊重の心を育むために必要な学校教育

「人や命を大切に作る心や態度を育むという視点の教育を進める」(69.3%)が最多。次いで「同和問題や、障がい者、女性、高齢者、子ども、外国人の人権、いじめの問題などさまざまな人権の視点をいれながら、総合的に教育を進める」(43.8%)。

10 部落差別・結婚問題について

- (1)「同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は解消したが、同和地区の人々に対する差別意識は解消されていない」(30.6%)が最多。次いで「わからない」(20.6%)、「同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は解消され、同和地区の人々に対する差別意識は解消されている」(18.2%)、「同和地区の生活環境はおおむね改善されたが、就労面や教育面などの格差や同和地区の人々に対する差別意識などは解消されていない」(13.0%)。
- (2)ここ5年間で差別的な発言や行動を直接見聞きしたかどうかについて、約2割の人が「見聞きしたことがある」と答えた。また、「見聞きしたことがない」と答えた人は76.7%だった。
- (3)見聞きしたことがあると答えた人のその時の対応について、「そのときは差別と意識せず、見過ごした」と答えた人が13.8%。「差別に気づいたが、誤りを指摘できなかった」と答えた人が46.3%となっている。しかし、「誤りを指摘した」と答えた人は31.9%と3割の方が誤りを指摘している。
- (4)結婚問題について「同和地区の人であるかないかに関係なく、子どもの意思を尊重する」(49.4%)が最多。次いで「自分としてはややこだわりがあるが、子どもの意思を尊重する」(22.7%)など、結婚に肯定的な意見は72.1%を占める。
- 一方「自分としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方がない」(7.8%)、「自分としては反対しないが、家族や親せきの反対があれば、結婚は認めない」(2.2%)、「自分は反対であり、絶対に結婚は認めない」(2.1%)など、結婚に否定的な意見は12.1%。
- (5)同和地区の物件に対する忌避意識(避けようとする意識)について、18.8%が「避ける」と回答し、「こだわらない」と答えた人は38.6%。

11 障がい者の人権について

- (1)障がい者の人権について、現在の状況は「人々の意識はかなり進んできたがまだまだ差別や偏見がある」(54.3%)が最多。次いで、「障がい者や障がい者の生活上の不便さなどに関する人々の認識が欠けている」と回答した人が40.2%となっている。
- (2)身体障がい者の人権が尊重されるために行政の施策として重要と思うことは、「共同作業所の充実や就職できる職種の増加について企業を指導するなど就労機会を確保する」(47.7%)、次いで「医療やリハビリテーション、介護の体制を充実させる」(39.4%)、「道路の段差や建物の階段などのバリア(障壁)を取り除く」(34.9%)。

- (3) 知的障がい者の人権が尊重されるために行政の施策として重要と思うことは、「共同作業所の充実や就職できる職種の増加について企業を指導するなど就労機会を確保する」(54.8%)が最多。次いで、「医療やリハビリテーション、介護の体制を充実させる」(30.9%)、「障がい児のための教育の内容や機会を充実させる」(26.2%)、「障がい者に対する正しい認識を広げる啓発活動を充実させる」(25.7%)。
- (4) 精神障がい者の人権が尊重されるために行政の施策として重要と思うことは、「医療やリハビリテーション、介護の体制を充実させる」(46.3%)が最多。次いで「共同作業所の充実や就職できる職種の増加について企業を指導するなど就労機会を確保する」(34.3%)、「障がい者に対する正しい認識を広げる啓発活動を充実させる」(28.9%)、「相談体制を充実させる」(28.5%)。

12 子どもの人権について

- (1) 子どもの人権を守るために必要なこととして、「児童虐待を防止するための施策の充実」(50.1%)、「子ども同士がお互いの人権を尊重しあえるよう教育すること」(49.7%)の回答が多かった。次いで「相談体制の充実」(39.4%)、「教職員の人権意識や資質の向上」(27.1%)など。
- (2) 児童虐待をなくすために必要と思うことは、「早期発見を行うための乳幼児健診・訪問指導の徹底」(45.4%)、次いで「児童虐待を防ぐための機関や組織の充実や協力、連携」(35.8%)、「地域で子どもを見守る活動の充実」(31.1%)。

13 高齢者の人権について

- (1) 高齢者にとって支障となっていたり問題があると感じるものは、「核家族化の進行などにより家族のきずなが薄れてきていること」(57.4%)が最多。次いで「家族が介護休業制度などを利用して、高齢者を介護する環境となっていないこと」(33.7%)。
- (2) 認知症に対する印象・感想は、「家族の介護負担が大きい」(85.7%)が最も多く、次いで「意思疎通が難しい」(52.8%)。

14 日本で暮らす外国人の人権について

- (1) 外国人にとって支障となっていることは、「外国人に対する日本人の差別意識や偏見があること」(22.6%)、「病院や公共施設等に通訳や外国語表記がなく、十分なサービスが受けられないこと」(21.6%)が多くなっている。なお、「わからない」という回答が34.3%に上る。
- (2) 外国人が受ける制約について、「ある程度の制約があるのはやむを得ないが、なるべく日本人と同様にしていくべきである」(36.2%)が最多。次いで「外国人が日本で暮らす以上、ある程度の制約は当然である」(19.2%)。

15 病気にかかわる人の人権について

- (1) HIV感染者、ハンセン病患者等の人権を守るために必要と思うことは、「HIVやハンセン病に関する正しい知識などの教育・啓発活動を推進する」ことが56.1%で最多。次いで「HIV感染者等のプライバシーを確保する」(28.5%)、「HIV感染者等のため電話相談所などの相談機関を充実させる」(27.7%)、「HIV感染者等の治療費を援助する」(26.2%)。
- (2) インフォームドコンセントに係る医療機関の対応について「本人又は家族に対して、すべてのことを説明してもらった」(25.7%)、「生命の危険度の高い病気の内容や治療の危険度など、重要なことについては本人または家族に説明してもらった」(25.1%)となっている。一方、「特に説明を受けたことはない」は7.5%。

16 刑を終えて出所した人への接し方について

「わからない」が38.9%と最も高いが、具体的な項目では「他の人と変わりなく接する」(29.5%)と答えた人が高くなっている。

17 犯罪被害者の人権について

犯罪被害者等の人権を守るために必要なことは、「犯罪被害者等の人権に配慮した報道や取材を行う」(35.6%)が最多。次いで「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」(34.5%)、「犯罪被害者等のための人権相談所や電話相談所を充実する」(30.5%)の順。

18 性的マイノリティの理解度について

性的マイノリティの意味や違いについて、「知っている」と答えた人は30.7%。「よくわからない」と答えた人は52.3%、「理解したい」と答えた人は47.8%、「理解したくない」と答えた人は9.5%。「まったくわからない」と答えた人は11.7%。

19 個人のプライバシーについて

個人のプライバシーに関して守られていないと感じることは、「知らない企業からのダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けること」(77.1%)が最多。次いで「民間企業や名簿業者などにより自分に関する情報が知らないうちに集められ、管理されること」(40.2%)、「インターネットの掲示板への書き込みや電子メールの書き込み」(31.1%)。

20 身元調査の必要性について

- (1) 自分の子どもが結婚するとき、親の立場から相手の身元調査を行うことはやむを得ないと思うかどうかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて31.8%。「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人は合わせて50.7%。また、「どちらともいえない」と答えた人は12.9%。
- (2) 身元調査の肯定理由について、「世間一般に行われているから」と回答した人が11.5%、「子どもの将来に重要な関連があるから」と回答した人が40.0%、「相手を信用する根拠となるから」と回答した人が42.0%。

21 インターネット上の人権侵害で必要な取り組み

「他人を誹謗中傷する表現や差別発言・落書きに対する罰則規定を設け、監視・取締りを強化する」(56.0%)が最多。次いで「プロバイダーに対し人権侵害と思われる情報の公開停止・削除を求める」(54.3%)。

22 ユニバーサルデザインの理解度について

「内容・意味についてよく知っている」と答えた人は21.9%。また「言葉は聞いたことはあるが、内容、意味についてはよく知らない」と答えた人は38.3%。

